

## 国民スポーツ大会における大阪府代表監督・選手選考規定

NPO法人大阪卓球協会  
大阪高等学校体育連盟卓球専門部

### 1. (目的)

国民スポーツ大会卓球競技（大阪府）少年男子・少年女子の2種目の監督・選手選考のあり方について周知徹底を図る観点から、予選会ならびに近畿ブロック大会、本大会の監督および選手の選考に関する取り扱いを規定する。

### 2. (主管団体)

国民スポーツ大会卓球競技（大阪府）少年男子・少年女子の2種目の監督・選手選考については、原則としてその全てを主催団体であるNPO法人大阪卓球協会より大阪高等学校体育連盟卓球専門部へ委嘱することとする。

### 3. (監督・選手の参加資格)

国民スポーツ大会卓球競技（大阪府）少年男子・少年女子の2種目の監督・選手の参加については、国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の諸規定を遵守する者に限られる。  
※監督は有資格者であることの証明が必要である。

### 4. (監督の選考)

国民スポーツ大会卓球競技（大阪府）少年男子・少年女子の2種目の監督の選考については、主管団体である大阪高等学校体育連盟卓球専門部の責任に基づいて選考し、その結果を主催団体であるNPO法人大阪卓球協会へ所定の期日までに報告することとする。

### 5. (選手の選考)

①国民スポーツ大会卓球競技（大阪府）少年男子・少年女子の2種目の選手の選考については、国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の諸規定を遵守する者で、大阪府選考会を実施して代表選手を選考するものとする。

②ただし国民スポーツ大会予選会免除に関する要領（第62回国民体育大会より施行）に記載されている、免除対象大会出場予定者および免除対象者としての決定がなされた者については、その諸規定に則り、大阪府予選会を経ずとも、近畿ブロック大会および本大会へ選手として出場できるものとする。（※ただし当該選手が大阪府代表選手に選ばれた場合に限る）

③予選会免除申請については、当該選手またはその選手所属校の教職員により大阪府予選会のエントリー締め切り日までに所定の書面をもって主催団体ならびに主管団体に届け出なければならない。

※特段の事情が生じた際の取り扱いについては、主催団体と協議し主管団体が決定する。

※予選会免除者に該当する可能性がある者への主催・主管団体から当該選手にその旨を照会するこ

とはしない。(※申請漏れ等は自己責任となる)

④予選会免除者はあくまでも予選会に出場せずとも大阪府代表選手として出場が可能という権利であり、すなわちその当該選手が必ずしも近畿ブロック大会および本大会に選手として出場することが約束されているわけではない。

(※予選会出場者と予選会免除者を併せて最終的に代表選手として自身が選ばれる必要がある。)

⑥国民スポーツ大会予選会免除に関する要領が改訂された際には、この規定もそれに準じてその都度改訂を行う。(その周知は主催団体・主管団体により行う。)

## 6. (選手の選考方法：予選会実施方法)

①国民スポーツ大会卓球競技(大阪府)少年男子・少年女子の2種目の大阪府予選会の要項は主催団体および主管団体により決定しその内容を発表する。

②予選会の受付については中学校3年生については主催団体であるNPO法人大阪卓球協会にて行う。高校生の予選会参加者については主管団体である大阪高等学校体育連盟卓球専門部にて行う。

③大阪府予選会は参加人数により選考方法を変更する必要があるが、原則としてトーナメント戦による予選会を行い、最終8名によるリーグ戦により大阪府代表選手を決定する。

※原則として(予選会免除者がいない場合)予選会1位・2位の者を選手として選抜し、残り1名は監督推薦とする。

※予選会免除者がいる場合には、予選会の結果と免除対象者の状況を勘案して代表選手を決定する。(監督により推薦者を決定し、主管団体より主催団体に報告し承認を得ること。)

- ①少年男子(少年女子)監督 ⇒ ②大阪高等学校体育連盟卓球専門部専門委員長  
③大阪高等学校体育連盟卓球専門部専門部長 ⇒ ④NPO法人大阪卓球協会理事長  
⑤NPO法人大阪卓球協会会長

※予選会免除者がいる場合(そのことが確定した段階)には、ホームページ等にて加盟校および関係者への周知をするとともに、大阪府予選会の大会初日にその旨を競技委員長(大会責任者)または審判長により参加者に周知徹底することとする。(※特に予選会1位が選ばれない可能性がある旨を念入りに)

※予選会免除者の確定が遅れている場合(日本卓球協会の対象大会派遣者の発表等)には主催団体と主管団体とで協議してその内容を決定する。

## 7. (選手変更とリザーブ選手の取り扱い)

①本大会の選手として選ばれた者が、諸般の事情により近畿ブロック大会または本大会に出場できない場合には、当該選手の所属校の教職員等により速やかに、その旨(詳細な理由)を当該種目の監督、主管団体および主催団体に報告しその指示に従わなければならない。

※原則として近畿ブロック大会および本大会にエントリー後に発生した場合には、リザーブ選手を正選手とすることになる。(大会エントリー以前の場合には、当該監督は速やかに新たな選手を選考し所定の手続きを行うこと。)

②当該監督がリザーブ選手の登録を希望した際には、主管団体および主催団体とでその必要性を協議し、最終決定を行うこととする。

※ただしリザーブ選手に関する費用の全ては主管団体により負担することを原則とする。(主催団体協議)

#### 7. (その他)

その他諸事情による判断・決定についてはすべて主催団体と主管団体とで協議して決定する。

#### 8. (規則改定)

この規則に改訂は主催団体と主管団体とで協議して変更する場合がある。

この規則は令和7年4月1日より適用する。

(主催団体)

N P O 法 人 大 阪 卓 球 協 会  
会 長 平 尾 信 次  
理 事 長 谷 口 史 子

(主管団体)

大 阪 高 等 学 校 体 育 連 盟 卓 球 専 門 部  
部 長 水 谷 善 仁  
委 員 長 有 川 弘 雄